

## 愛知県立大学学生懲戒規程

### (目 的)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則（以下「学則」という。）第57条第4項及び愛知県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条の規定に基づき、学生の懲戒に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (停学・訓告)

第2条 停学の内容は、次のとおりとする。

(1) 停学は、大学への登校を停止するものであり、原則として、あらかじめ5日以上、1年以内の期間を定めて行う。

ただし、特に必要があると認めるときは、期間を定めない停学に処することもできる。この場合においても1年を超えてはならない。

(2) 停学期間は、学則第14条及び大学院学則第12条の修業年限に含めないものとし、学則第15条及び大学院学則第13条の在学期間に含めるものとする。

ただし、教育的観点から特に必要があると認められるときは、停学期間の全部又は一部を修業年限に含めることができる。

2 訓告は、書面又は口頭により行う。

### (状況報告書の作成)

第3条 教職員は、学生が学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為があったときには、速やかに、学長、その学生（以下「対象学生」という。）が所属する学部長又は大学院研究科長（以下「学部長等」という。）及び入試・学生支援センター長にその事実を報告するものとする。

2 前項の報告を受けた入試・学生支援センター長は、速やかに「状況報告書」を作成して、学長及び学部長等に提出するものとする。

### (自宅待機の措置)

第4条 前条第2項の報告を受けた学部長等は、入試・学生支援センター長と協議の上、必要に応じ対象学生に自宅待機の措置を講ずることができるものとする。

なお、教育的観点から特に必要があると認められるときは、自宅待機の期間の全部又は一部を停学期間に参入することができるものとする。

### (学生懲戒審査委員会の設置)

第5条 学部長等は、状況報告書の内容に、懲戒について検討すべき事実が含まれるときは、学生懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、対象学生及び関係者から事情を聴取するものとする。

3 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

4 審査委員会は、該当する処分が実施されたとき、解散する。

### (意見聴取手続)

第6条 審査委員会は、対象学生に弁明のため口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

ただし、本人が望むときは、書面をもって意見を述べることを妨げない。

2 審査委員会は、対象学生が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、又は弁明書若しくは、証拠書類等を提出しないときは、この者に対し改めて意見聴取の機会を与えることなく意見聴取手続

を終結することができる。

(審査委員会の報告書)

第7条 審査委員会は、意見聴取手続終結後速やかに、事実関係と処分案等を記載した審査報告書を作成し、学長及び学部長等に提出しなければならない。

(教授会等の審議)

第8条 学部長等は、審査委員会から前条の審査報告書が提出されたときは、速やかに教授会又は研究科会議（以下「教授会等」という。）に付議しなければならない。

2 教授会等は、審査報告書の内容を尊重しつつ、教育的な総合判断として、対象学生に対する処分の要否、処分の内容及びその理由の案（以下「教授会原案」という。）を採択するものとする。

3 学部長等は、前項で採択した教授会原案を、学長に報告するものとする。

(教育研究審議会による審議)

第9条 学長は、報告された教授会原案が学則上の懲戒を相当とするものであるときは、教育研究審議会に付議しなければならない。

2 教育研究審議会が前項の教授会原案について再審議の必要がある旨の決定をしたときは、学長は教授会等に対し、教育研究審議会決定の理由を付し、その趣旨を尊重した再審議を要請するものとする。

3 教育研究審議会は、第1項の教授会原案又は前項の再審議の結果を承認しないときは、教授会原案又は再審議の結果にかかわらず、自ら処分を決定することができる。

(処分の実施)

第10条 学長は、教育研究審議会の決定に基づいて、直ちにその処分を実施しなければならない。

2 処分を決定したときは、直ちに対象学生の氏名、措置の内容及びその理由を、書面をもって対象学生及び保証人に通知するものとする。

なお、当該処分の公示については、その都度判断するものとする。

(学籍簿への記載及び成績証明書、学生推薦書類等への記載の禁止)

第11条 処分は学籍簿に記載する。

ただし、訓告及び一月以下の停学処分については、記載を保留し、停学期間中の対象学年の情状によっては教育上の見地から学長が必要と認めるときは、学籍簿への記載を行わないことができる。

2 成績証明書及び学生の就職、進学に際しての推薦書類等には、懲戒の有無、懲戒の内容等を記載しない。

(学生の不正受験に関する取扱い)

第12条 学期末試験等における学生の不正受験については、各学部及び各研究科の履修規程の定めによる。

(セクシャル・ハラスメントに関する取扱い)

第13条 セクシャル・ハラスメントについては、愛知県立大学におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程等の定めによる。

(教職員の守秘義務)

第14条 学生の懲戒に関する事項に関わった教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(先例の収集と資料の共有化)

第15条 懲戒の対象となる行為の性質・内容と懲戒の程度の対応関係が不均衡にならないように、過去の同種事例に関する情報を収集整理し、プライバシー保護に十分配慮した上で、全学の資料と

して利用できるようにするものとする。

(その他)

第16条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。